

八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者医療窓口業務  
に関する事業提案参加申込書

令和4年 月 日

提 案 者

所 在 地

法人名・団体名

代表者名（役職）

実印



八尾市国民健康保険・高齢者医療及び障がい者医療窓口業務に関する事業提案募集に関係書類を添えて申し込みします。

なお、提案書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、募集要領における、参加資格要件を満たさなくなった場合には、提案参加資格の取り消しをされても何ら異議申し立てをしないことを誓約いたします。

本申込書の記載内容に関する連絡先は次の通りです。

所 属 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	(            )            —
F A X 番 号	(            )            —
メールアドレス	

担当課受付印

## 提案者団体調書

1. 団体・法人の種別	1. 企業（株・他） 2. 財団法人（一般・公益） 3. 社団法人（一般・公益） 4. その他（ ）
2. 団体・法人の名称	
3. 代表者	役職 氏名
4. 所在地等	〒  TEL FAX Eメール
5. 法人設立年月日	
6. 従業員数	
7. 資本金・売上等	資本金
	売上金
	経常利益
	当期純利益
8. 主な事業、活動の内容	※会社案内等を作成されている場合は、本項目の参考資料として別途添付してください。
9. 令和4・5・6年度物品等競争入札参加資格者名簿への登録の有無	有 ・ 無

※上記項目9で「無」を選択された場合は、次頁の添付書類1から8を提出してください。

※上記項目9で「有」を選択された場合は、次頁の添付書類9を提出してください。

**【添付書類】**

※提案者調書（第1号様式別紙1）項目9で「無」を選択した場合、下記の書類を必ず提出してください。

「○=必ず提出」、「△=該当者のみ提出」

No.	申請書類	様式	複写	提出	
1	登記簿謄本	官公署発行	可	○	
2	印鑑証明書	官公署発行	可	○	
3	代表者委任状	自由様式	不可	△	
4	使用印鑑届	自由様式	不可	△	
5	決算報告書	自由様式	可	○	
6	誓約書	第6号様式	不可	○	
7	障害者雇用状況報告書	報告義務 有	官公署発行	可	△
		報告義務 無	第7号様式	不可	△
8	市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近の領収証の写し	本市における特別徴収義務者である場合	官公署発行	可	△
		本市以外の大阪府下市町村の特別徴収義務者である場合		可	△
		本市を含む大阪府下市町村の特別徴収義務者でない場合	第8号様式	不可	△

※提案者調書項目の「有」・「無」の選択に関わらず、下記の書類を必ず提出してください。

No.	申請書類	様式	複写	提出
9	納税証明書	官公署発行	可	○

**※添付書類に係る注意事項**

No. 3 「代表者委任状」

- ア 委任期間は、参加申込書提出の日から令和7年9月30日まで。
- イ 代理人を選任しない場合は、不要。

No. 4 「使用印鑑届」

- ア 使用印鑑とは、代表者又は代表者委任状により委任を受けた者が、契約の締結・請負代金の受領等の取引行為に使用する印鑑。
- イ 実印を使用印とする場合は不要。

No. 5 「決算報告書」

直前2年間の決算報告書。

No. 6 「誓約書」

「八尾市入札参加停止要綱」及び「八尾市契約関係暴力団等排除措置要綱」別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと等について誓約書（第6号様式）を提出すること。

No. 7 「障害者雇用状況報告書」

ア 報告義務有りの場合（雇用する常用労働者数が45.5人以上の場合）

公共職業安定所の受付印のある障害者雇用状況報告書の写しを提出すること。

※オンライン申請をした場合は、申請時に作成した【電子申請用】障害者雇用状況報告書の写しを提出すること。公共職業安定所の受付印は無くても可とする。

イ 報告義務無しの場合（雇用する常用労働者数が45.5人未満の場合）

報告義務が無い旨を書面（第7号様式）で提出すること。

No. 8 「市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の写し、又は直近の領収証の写し

ア 直近1年度分を対象とする。

イ 本市における特別徴収義務者である場合

本市より通知されている市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収証の写し。

ウ 本市以外の大阪府下市町村の特別徴収義務者である場合

本市以外から通知されている市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し、又は直近（申請の日前6月以内のうち、いずれか1月分）の領収証の写しを提出すること。ただし、提出に際しては、全ての市町村ではなく、1市町村分でよい。

エ 本市を含む大阪府下市町村の特別徴収義務者でない場合

特別徴収義務者でない旨を書面（第8号様式）で提出すること。

※ 特別徴収を未実施の場合は、次年度から特別徴収を実施することを誓約した旨を書面（第8号様式）で提出すること。

No. 9 「納税証明書」

ア 法人税・所得税・消費税及び地方消費税については「その3（その3の2、その3の3でも可）・未納税額のない証明」、法人市民税、住民税及び固定資産税については直近2年分の証明が必要。（ただし、固定資産税の証明については納税義務がある場合に限る）

イ 八尾市で納税していない場合は、本店又は、主たる事業所の所在地の証明で可。

ウ 証明書の証明日（認証日）が、提出日前3ヶ月以内のものであること。

エ 納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した証明が必要。

※ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書での提出も可能です。